

国立大学法人東京外国語大学部局長 に関する規程

〔平成16年 4月 1日〕
規 則 第 181 号

改正 平成17年 9月13日規則第81号 平成18年 2月21日規則第 3号
平成18年 9月12日規則第47号 平成21年 3月31日規則第48号
平成23年11月22日規則第42号 平成26年11月25日規則第52号
平成27年 3月24日規則第34号 平成30年12月11日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学の部局長に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「部局」とは、大学院総合国際学研究院、大学院国際日本学研究院、大学院総合国際学研究科、言語文化学部、国際社会学部、国際日本学部及びアジア・アフリカ言語文化研究所をいう。

2 「部局長」とは、前項に規定する部局長の長をいう。

(職務)

第3条 部局長は、当該部局長の業務を統括する。

(任命)

第4条 部局長は、以下の各号の一に該当する場合に役員会の議に付し、学長が任命する。

- (1) 部局長の任期が満了するとき。
- (2) 部局長が辞任を申し出たとき。
- (3) 部局長が欠員となったとき。

2 部局長の任命は、前項第1号の場合は、任期満了の1ヶ月前までに、前項第2号及び第3号の場合は、その事由が生じたときから1ヶ月以内に行わなければならない。

(部局長の資格)

第5条 部局長の資格は、当該部局長の専任教授とする。

(部局長の任期)

第6条 部局長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、部局長の任期の末日は、当該部局長を任命する学長の任期の末日とする。

2 部局長に欠員を生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(適任者の推薦)

第7条 学長は、部局長を任命するに当たり、当該部局長の教授会に、部局長として適任な者（以下「適任者」という。）の推薦を求めることができる。

2 適任者の推薦は、原則として2名以上4名以内とする。

3 適任者の選出方法に関し必要な事項は、当該部局長の教授会が別に定める。

(部局長適任者からの聴取)

第8条 学長は、第7条に基づき推薦された者のうちから部局長を選任するにあたっては、役員会において部局長運営の所信等について聴取しなければならない。

(部局長の評価)

第9条 学長は、部局長の業績評価を行う。

2 部局長の評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(部局長の解任)

第10条 学長は、役員会の議を経て、部局長を解任することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、部局長に関し必要な事項は、教育研究評議会において審議の後、役員会の議を経て学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 アジア・アフリカ言語文化研究所長及び留学生日本語教育センター長は、第2条の規定にかかわらず、この規程により任命されたものとみなし、その任期は、現有任期の終期までとする。

附 則

この規程は、平成17年9月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月12日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命される外国語学部長の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 最初に任命される言語文化学部長及び国際社会学部長の任期は、第6条の規定にかかわらず、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に任命される大学院国際日本学研究院長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

2 国立大学法人東京外国語大学留学生日本語教育センター長適任者の選出方法に関する規程(平成26年11月27日制定)は、廃止する。

3 この規程の施行後、最初に任命される国際日本学部長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。